答　申　第　１　号
平成１７年８月３０日

千葉市長　鶴　岡　啓　一　様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　多　賀　谷　　一　照

電子媒体による情報の提供について（答申）

平成１７年８月１２日付け１７千保保年第４６７号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

１　諮問事項

国民年金保険料未納者対策に係る個人情報（所得情報）の磁気媒体による情報提供について（諮問第１号）

２　諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例第１０条第２項の規定に照らし、慎重に審議した結果、国民年金未納者対策に係る個人情報（所得情報）の電子媒体による提供は、公益上の必要があり、また、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

なお、次の事項に配慮されたい。

（１）社会保険庁に提供した個人情報の管理に配慮した規定を覚書に設けること。

（２）長期未納者等の所得情報を社会保険庁に提供することについて、市民に十分周知すること。